

交通安全情報



令和5年7月1日から変わりました!

電動キックボード新ルール①

電動キックボード等の区分を確認しよう!



運転免許が不要になったのよね?



運転免許が不要になったのは

「特定小型原動機付自転車(特例特定小型を含む)」だけ!

基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても原動機付自転車や自動車となり、対応する運転免許が必要だよ。

旧道路交通法

15年7月1日から

改正道路交通法施行後
細分化
名称変更
新設
新設

電動キックボード等
車両区分に応じた免許が必要
実証実験

原動機付自転車(注1) 法定速度30km/h	小型特殊自動車 最高速度15km/h以下 <small>*実証実験で貸し渡される電動キックボード(エリア内に限る。)</small>
---------------------------	--

電動キックボード等
改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

免許必要	一般原動機付自転車(注1) 法定速度30km/h	最高速度表示灯
免許不要	特定小型原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点滅
免許不要	特例特定小型原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点滅

※16歳未満は、運転禁止

(注記1) 電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪等に該当する場合があります。また、法改正後の「一般原動機付自転車」(特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車)は、従来の原動機付自転車と同じ交通ルールが適用されることとなります。

特定小型原動機付自転車

最高速度 20 km/h以下



特例特定小型原動機付自転車

最高速度 6 km/h以下



運転免許が必要な電動キックボードもあるのね。種類があるなんて知らなかったわ。

電動キックボードに乗る前に
詳しいルールを確認してね!

「警視庁 電動キックボード」で検索!



<お問合せ> 警視庁碑文谷警察署 交通課 交通総務係 TEL 03-3794-0110 (内線4112)

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



交通安全情報



令和5年7月1日から変わりました！

電動キックボード新ルール②

電動キックボード等の区分を確認しよう！



歩道を走ることができるのよね？



歩道を通行できるのは
「特例特定小型 原動機付自転車」だけ！
あと、条件があるよ。

特例特定小型原動機付自転車が歩道等を通行できる条件

歩道等を通行する間、最高速度表示等を点滅させること

最高速度表示等の点滅中は時速6kmを超える速度を出すことができない構造であること

側車を付けていないこと

走行中、ブレーキが容易に操作できる位置にあること

鋭い突出部のないこと

「電動キックボード新ルール①号」も確認してね！

特例特定小型原動機付自転車

最高速度
6km/h以下



◀「歩道通行可」の標識がある歩道のみ通行できます

通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

電動キックボードに乗る前に
詳しいルールを確認してね！

「警視庁 電動キックボード」で検索！



どこでも走れるわけじゃないのね。
ルールを知らなくて乗ると
「交通違反」をしてしまうわね。

<お問合せ> 警視庁碑文谷警察署 交通課 交通総務係 Tel 03-3794-0110 (内線4112)

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

